

第 3 5 回 通 常 総 会 議 案 書

平成 2 5 年 5 月 2 9 日 (水)

横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ



社団法人 神奈川県法人会連合会

次 第

(1) 開会のことば

(2) 会長あいさつ

(3) 議長選出

(4) 議事録署名人選出

(5) 議 事

第 1 号議案 平成 24 年度事業報告承認の件

第 2 号議案 平成 24 年度収支決算報告並びに監査報告承認の件

第 3 号議案 平成 25 年度事業計画案承認の件

第 4 号議案 平成 25 年度収支予算案承認の件

第 5 号議案 役員任期満了による改選の件

第 6 号議案 一般認可移行及び申請承認の件

第 7 号議案 一般認可に伴う新定款案並びに諸規程案承認の件

(6) 閉会のことば

平成24年度事業報告

1 概況

平成24年度の我が国の景気は、政府の日本経済再生への強い取り組みにより、持ち直しの動きがみられた。海外景気の下振れが我が国の景気下押しリスクとなり注意が必要でもあった。このような認識の下、県内各法人会は役員、会員が一丸となって懸命に努力し会の発展に尽力した。

組織基盤の維持にあたっては、会員増強の重要性を再確認し、意思統一を図って各法人会は最大限の努力を傾注したが、本年度の会員数は18法人会合計で51,831社(平成25年3月末)となった。

事業活動面においては、県連の各委員会等は単位会の委員等から構成されているので、単位会の情報交換・連絡調整の場としての機能を重視し、積極的な活動を行った。

新公益法人制度への対応については、単位会の申請に向け、行政庁となる神奈川県を始め各関係部署から積極的に情報を収集した。本年度は14単位会が公益認定を受け、これでも来年度には県内18単位会全てが公益社団法人に移行することになった。

e-Taxについては、当会を含む東京国税局管内関係25団体で「e-Taxペーパークラフト」を作成し、税を考える週間に配布するなど一層の普及推進に協力して取り組んだ。

本年度の主な活動は、次の通りである。

(1) 総務関係

ア 地域社会貢献運動の一環として、神奈川県で「かながわ森林再生50年構想」として森林の再生に取り組むため新たに創設した「森林再生パートナー制度」に賛同し、「森林再生パートナー」として、平成10、11年度及び平成21年度に植樹した秦野市寺山地区の「法人会の森」に、県内各法人会役員、会員及びその家族等の協力を得て、毎年下草刈りを実施している。本年も県内各法人会役員、会員及びその家族等の協力を得て下草刈りを実施した。

イ 単位会の地域社会貢献運動について積極的なサポートを行った。

ウ 単位会事務局職員を対象に研修と交流を図るため研修会を実施した。

(2) 組織関係

ア 会員加入率が依然として全国最低ということで、各法人会役員、会員は危機感を持ち組織基盤の強化充実を図るため、大同生命、AIU、アフラック等の保険会社の協力を得て懸命の会員増強活動を展開した。

イ 会員増強に関連し、本年度も単位会の組織委員長が支部・地区等の組織の活性化

に対処し、会員増強に専念できるよう県連から会員増強推進費の助成を行なった。
ウ 組織委員会の開催にあたっては、単体会の会員増強、退会防止策の実例、組織の活性化等に関する情報交換を行い、参考に供した。

(3) 税制関係

ア 税制改正要望事項の取りまとめ

経済社会の先行きは、依然として不透明であり、経済社会の活性化の実現には、構造改革の断行が必要である。

全法連では、国・地方の財政も一段と悪化する中で、歳入・歳出の改革が避けられない重要課題であり、更に、少子・高齢化および国際化・情報化など、経済社会の構造変化に対応した税制の構築が急務であるとの考えを示した。県連は、これに基づき単体会から提出された要望事項を分類、整理し、県連税制委員会と単体会事務局長との合同検討会を行い、これを検討、審議し、県連としての要望事項を取りまとめ全法連に提出した。

イ 平成 25 年度税制改正要望事項を地元選出国會議員及び地方自治体関係者へ提出

全法連で決定した要望事項を、県連会長・単体会会長の連名で地元選出の国會議員に実現方を要望した。

また、本年も昨年に引き続き「地方自治体に対する行財政改革の要望項目」を受け、県連及び単体会事務局所在地の県市町村長並びに県市町村議会議長に対し要望を行った。

ウ 税制プロジェクト・チームの活動

県連の税制プロジェクト・チームは、昭和 57 年発足以来本年で 30 年目を迎えた。

税制プロジェクト・チームは、企業者にとって難解な「税制問題」に取り組み、その時々的重要と思われるテーマについて検討、研究を行ってきた。

エ 税制問題研究会の開催

昭和 53 年に第 1 回の研究会を開催して以来 34 回を迎えた。本年度は東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 中里実氏を迎え、各法人会の役職員、税制委員を対象に研究会を開催し、法人会の税制要望事項が日本の税制対策に重要な位置づけとされていることが再認識された。

(4) 事業関係

ア 役職員研修会

事業委員会が主催し、昭和 62 年に第 1 回を開催して以来、本年で 24 回目を迎えた。

本年度は元衆議院議長 河野洋平氏の講演を行った。

イ 事業委員会開催に際しては、単体会の事業委員会の活動状況の発表を行なうなど、情報の交換、連絡調整に努めた。

ウ 単位会の研修活動の活性化支援

単位会の研修、講習会の活性化を支援すべく、県連から講師料の一部を助成した。これに関連して、単位会では自会で開催した研修、講習会等の内容、講師料等を県連に報告、県連ではこれを取りまとめ、次年度の単位会の研修等の参考資料として活用して貰うべく配付した。

(5) 広報関係

法人会の知名度を高めるために、本年度も積極的に法人会をPRした。

ア 「税を考える週間」関係

「税を考える週間」を中心として、次のように各種広報活動を行った。

(ア) 神奈川新聞社会面下に法人会及びe-Tax推進のPR広告を掲載した。

(イ) 関東1都6県連(東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬各県連)合同で法人会の電車内広告を実施した。

期 間 平成24年11月8日～11月16日

対 象 JR東日本の首都圏内主要路線

場 所 車両内窓上

イ その他の広報

(ア) 神奈川新聞一面突出部分に隔月1回(第4月曜日)に法人会のPRを掲載した。

(イ) 川崎市内、横浜市内及び相模原市内に法人会やe-Taxのキャラクターをあしらったラッピングバスを運行した。

(ウ) 広報委員会開催に際しては、単位会の活動状況の実例を発表し合い、参考に供した。

(エ) 単位会の広報媒体提出の助成

単位会がPRのため掲出する立看板、懸垂幕等の設置に関し助成を行った。

(オ) 東京国税局管内の25団体でe-Tax利用推進の施策として、e-Taxクラフトを作成し配布した。

(6) 福利厚生関係

福利厚生制度を取り巻く環境は、経済状況の悪化、さらには会員企業の保険に対する意識の変化等により、依然として厳しい状況が続いている。

しかし、全法連の福利厚生制度は会員にとっても、また、各法人会にとっても会員増強、さらには、法人会の財政基盤の安定化に大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって地道ではあるが着実に活動を展開してきた。

ア 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

県内各法人会の福利厚生事業の展開に際し、協力会社との連携を密にするため、法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催した。

イ 厚生委員会開催に際しては、単位会の厚生委員会の活動状況について発表し合い、

また、協力会社からの情報提供を得、共通する認識を保持することに努めた。

(7) 青年部会関係

- ア 単位会の青年部会の活動状況について情報交換を行い、意思疎通を図った。
- イ 青年部会の活性化を図り、単位会青年部会員を対象に研讃と交流のため、「青年部会連絡協議会セミナー」を開催した。特別講演は、明治大学理工学部教授・工学博士 北野大氏の講演を行った。

(8) 女性部会関係

- ア 単位会の女性部会の活動状況について情報交換を行い、意思疎通を図った。
- イ 単位会女性部会員を対象に、研讃と交流を図るため「女性部会連絡協議会」を開催した。特別講演は、内科医・作家 おおたわ史絵氏の講演を行った。
- ウ 全法連が租税教育活動の一環として始めた「絵はがきコンクール」について推進を図った。

(9) その他

取引信用保険の貸倒保証制度及びコナカ特約店制度を推進した。

2 理事会等の開催状況

(1) 総会

事業名	開催日	場所	人数
第34回通常総会	H24. 5.24	横浜ベイシェラトンホテル& Towers	22

(2) 理事会関係

事業名	開催日	場所	人数	
理事会	第194回	H24. 4.16	メルパルク横浜	20
	第195回	H24. 5.24	横浜ベイシェラトンホテル& Towers	22
	第196回	H24. 8. 2	県連会議室	16
	第197回	H24.10.25	県連会議室	20
	第198回	H24.12.18	横浜ベイシェラトンホテル& Towers	20
	第199回	H25. 3.21	県連会議室	19
正副会長会	第1回	H24. 4.16	メルパルク横浜	6
	第2回	H24. 5.24	横浜ベイシェラトンホテル& Towers	6
	第3回	H24. 8. 2	県連役員室	5
	第4回	H24.10.25	県連役員室	5
	第5回	H24.12.18	横浜ベイシェラトンホテル& Towers	6
	第6回	H25. 3.21	県連役員室	6

(3) 会議

事業名	開催日	場所	人数	
総務委員会	第1回	H24. 4.10	うな和	15
	第2回	H24. 7.11	県連会議室	18
	第3回	H24.10. 3	仙水	12
	第4回	H24.12. 5	ロイヤルホールヨコハマ	17
	第5回	H25. 3.13	モンテファール	16
税制委員会	第1回	H24. 6.26	県連会議室	25
	第2回	H24. 9.12	吉池旅館	24
	第3回	H24.12.14	横浜国際ホテル	22
	第4回	H25. 2.26	県連会議室	23
税制プロジェクト会議	第1回	H24. 6.26	県連会議室	20
	第2回	H24.12.14	横浜国際ホテル	19
	第3回	H25. 2.26	県連会議室	22
税制委員・事務局長合同会議	H24. 5.15	崎陽軒本店	48	
広報委員会	第1回	H24. 6.12	県連会議室	16
	第2回	H24. 9.11	県連会議室	15
	第3回	H24.11.27	驊騮	16
	第4回	H25. 3. 6	県連会議室	12
事業委員会	第1回	H24. 6. 6	県連会議室	14
	第2回	H24. 9. 6	県連会議室	15
	第3回	H24.11.29	大和屋	12
	第4回	H25. 2.13	湯本富士屋ホテル	14

事業名	開催日	場所	人数
組織委員会	第1回	H24. 6.28 ホテル横浜ガーデン	16
	第2回	H24. 9.21 ホテル横浜ガーデン	17
	第3回	H25. 3. 5 萬珍樓本店	15
厚生委員会	第1回	H24. 7. 4 ホテル横浜ガーデン	31
	第2回	H24. 9. 7 県連会議室	20
	第3回	H24.11.28 県連会議室	25
	第4回	H25. 3.12 県連会議室	26
青年部会	第1回	H24. 6.27 県連会議室	17
	第2回	H24. 9.14 県連会議室	29
	第3回	H24.12.12 北京飯店	24
	第4回	H25. 3. 8 吉池旅館	35
女性部会	第1回	H24. 6.13 県連会議室	17
	第2回	H24. 9.20 新横浜国際ホテル	19
	第3回	H24.12.13 横浜ベイシェラトンホテル& Towers	16
	第4回	H25. 2.21 県連会議室	16
女性部会第2ブロック打合せ	第1回	H24. 6.13 県連会議室	6
事務局長会	第1回	H24. 4.27 県連会議室	18
	第2回	H24. 6.29 県連会議室	19
	第3回	H24. 8.31 県連会議室	20
	第4回	H24.10.31 県連会議室	19
	第5回	H24.12.20 マホロバ・マインズ三浦	18
	第6回	H25. 2.28 県連会議室	19

(4) 連絡協議会・意見交換会

大型保障制度に関する意見交換会

開催日	場所	内容	人数
H24. 5.31	県連会議室	大型保障制度について	11

福利厚生制度推進連絡協議会

開催日	場所	内容	人数
H24. 7. 4	ホテル横浜ガーデン	「経営者大型総合保障制度新規企業獲得」優秀成績職員表彰式 「アフラック法人会制度」推進優秀成績職員表彰式 連絡協議	155

女性部会連絡協議会

開催日	場所	内容	人数
H24. 9.20	新横浜国際ホテル	特別講演『病気になる人ならない人』 内科医/作家 おおたわ史絵 氏	225

財務省との事業承継税制にかかる意見交換会

開催日	場所	内容	人数
H24.10. 4	崎陽軒本店	事業承継税制(納税猶予制度)の説明 意見交換	27

東京国税局との意見交換会

開催日	場 所	内 容	人数
H24.10.25	県連会議室	新公益法人制度について 事業承継税制について	24

青年部会連絡協議会セミナー

開催日	場 所	内 容	人数
H25. 3. 8	吉池旅館	特別講演『北野家の訓え』 明治大学理工学部教授・工学博士 北野 大 氏	184

(5) 研修会

事務局職員研修会

開催日	内 容	人数
H24. 7. 5	(1) 「味の素川崎工場」見学 (2) 「カップヌードルミュージアム」見学	53

海外展開セミナー

開催日	内 容	人数
H24. 8.28	税経研修センター (1) 『アジアで儲かる会社になるために』 (2) 『中国を例とした具体的な課題と対策』	57

税制問題研究会

開催日	場 所	内 容	人数
H24. 9.12	吉池旅館	平成25年度税制改正要望事項について 県連 小泉税制委員長 全法連税制・税務委員会の審議状況報告 全法連 稲場税制副委員長 特別講演『今後の税制改革の展望～税と社会保障の一体改革及び 震災復興財源の確保を中心に～』 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 中里 実 氏	134

助成金ソフト・統合プラットフォーム研修会

開催日	場 所	内 容	人数
H25. 1.31	税経研修センター	(1) 助成金ソフト(改訂版)の操作について (2) 統合プラットフォームについて	43

役職員研修会

開催日	場 所	内 容	人数
H25. 2.13	湯本富士屋ホテル	特別講演『昨今の政治状況について』 元衆議院議長 河野 洋平 氏	148

(6) 地域社会貢献運動

開催日	事 業 名	場 所	人数
H24. 7.28	ヤビツ水源・県民交流の森づくり	秦野市寺山地区『法人会の森』	321

(7) 新年賀詞交歓会関係

開催日	事業名	場所	人数
H25. 1.24	新年賀詞交歓会及び納税表彰受彰祝賀会	横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ	211

(8) 東京国税局管内法人会連合協議会関係

開催日	事業名	場所	人数
H24. 4. 5	東京国税局管内関係民間25団体との意見交換会	東京国税局	35
H24. 6. 8	東京国税局管内関係民間25団体との意見交換会	東京国税局	34
H24. 7. 3	東京国税局管内県連専務理事・事務局長会議	全法連会館	6
H24. 9.10	東京国税局管内関係民間25団体との意見交換会	東京国税局	35
H24. 9.14	東京国税局幹部と東京局連法人会との意見交換会	全法連会館	9
H24.11. 8	東京国税局管内税務連絡協議会	東京国税局	32
H25. 3.14	東京国税局管内法人会連合協議会県連会長会議	全法連会館	5

(9) 全法連関係

開催日	事業名	場所
H24.10.11	第29回法人会全国大会(北海道大会)	釧路市民文化会館
H24.11. 2	第26回法人会全国青年の集い(宮崎大会)	シーガイアコンベンションセンター
H25. 1.23	全法連・東法連共催新年賀詞交歓会	帝国ホテル
H25. 2.19	税制セミナー	ハイアットリージェンシー 東京
H25. 3. 5	第29回事務局セミナー	ハイアットリージェンシー 東京

(10) その他

開催日	事業名	場所
H24. 6. 1	神奈川県租税教育推進協議会	横浜地方合同庁舎
H24.11. 6	平成25年度税制改正要望 (県知事・県議会議長)	神奈川県庁

第2号議案 平成24年度収支決算報告並びに監査報告承認の件

一般会計正味財産増減計算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
・ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	6,008	8,010	2,002
基本財産利息収入	6,008	8,010	2,002
特定資産運用益	40,923	65,863	24,940
特定資産利息収入	40,923	65,863	24,940
受取会費	4,992,000	5,088,000	96,000
一般会費収入	4,992,000	5,088,000	96,000
事業収益	7,804,500	8,090,000	285,500
研修会等会費収入	3,953,500	4,564,000	610,500
税制問題研究会会費収入	1,635,500	1,793,500	158,000
役職員研修会会費収入	2,172,000	2,545,500	373,500
職員研修会会費収入	146,000	225,000	79,000
連絡協議会会費収入	3,851,000	3,526,000	325,000
青年部会連絡協議会会費収入	2,716,000	2,311,000	405,000
女性部会連絡協議会会費収入	1,135,000	1,215,000	80,000
助成金収入	70,440,600	72,424,300	1,983,700
助成金運営事業収益	3,200,000	3,000,000	200,000
全法連助成金(県連)	61,721,400	62,747,300	1,025,900
全法連助成金(単位会)	5,519,200	6,677,000	1,157,800
補助金収入	1,210,000	1,710,000	500,000
全法連地方紙広告補助収入	500,000	500,000	0
全法連局連連絡費補助収入	210,000	210,000	0
神奈川県事業費補助収入	500,000	1,000,000	500,000
雑収入	6,071,417	11,142,973	5,071,556
受取利息	5,417	8,348	2,931
雑収入	1,150,000	1,217,000	67,000
賀詞交歓会会費収入	447,000	504,000	57,000
懇親会会費収入	1,754,000	1,894,000	140,000
大型新規加入褒賞金	2,715,000	3,020,000	305,000
絵はがきコンクール経費補助	0	30,000	30,000
全国大会関係	0	4,469,625	4,469,625
【経常収益計】	90,565,448	98,529,146	7,963,698

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
(2)経常費用			
事業費	70,886,469	77,940,880	7,054,411
研究会費	2,698,736	3,017,279	318,543
税制問題研究会費	2,562,966	2,883,157	320,191
税制プロジェクト活動費	90,070	90,000	70
税制問題対策費	45,700	44,122	1,578
連絡協議会費	5,708,216	5,452,925	255,291
税務機関連絡協議会費	57,500	59,500	2,000
青年部会連絡協議会費	3,548,637	3,154,000	394,637
女性部会連絡協議会費	2,102,079	2,239,425	137,346
研修会費	3,738,263	4,180,756	442,493
役職員研修会費	3,321,535	3,648,016	326,481
職員研修会費	416,728	532,740	116,012
広報費	4,737,937	5,484,585	746,648
会員増強推進費	7,110,000	7,660,000	550,000
地域社会貢献事業費	1,122,495	806,897	315,598
県連補助金支出	19,529,030	24,089,865	4,560,835
事業費補助	5,519,200	6,677,000	1,157,800
講師料一部補助	5,400,000	5,400,000	0
立看板垂れ幕設置補助	548,160	433,290	114,870
事業活動充実補助	1,629,000	1,812,000	183,000
事務費補助	532,670	467,575	65,095
公益対策補助	5,900,000	9,000,000	3,100,000
青年部会租税教育活動発表補助	0	300,000	300,000
全法連会費	180,000	180,000	0
全法連行事等参加費	355,580	40,000	315,580
局連会議費	5,000	0	5,000
負担金	100,000	19,950	80,050
表彰費	3,639,373	3,517,191	122,182
賀詞交歓会費	2,467,545	2,481,440	13,895
職員事業旅費	253,950	285,770	31,820
公益対策費	742,808	126,327	616,481
福利厚生制度表彰費	2,092,921	2,508,273	415,352
公益セミナー費	6,840	0	6,840
会議費	3,441,101	3,795,590	354,489
委員会費	2,402,484	2,698,555	296,071
福利厚生制度推進連絡協議会費	1,038,617	1,097,035	58,418
給料手当	12,956,674	14,294,032	1,337,358

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	27,888,239	31,432,406	3,544,167
会議費	3,319,152	3,240,613	78,539
総会費	336,302	312,939	23,363
役員会費	809,362	958,124	148,762
委員会費	1,826,597	1,597,255	229,342
事務局長会費	346,891	372,295	25,404
渉外慶弔費	375,724	522,560	146,836
給料手当	6,318,969	8,314,756	1,995,787
退職給付費用	911,610	2,000,000	1,088,390
福利厚生費	2,989,971	3,372,155	382,184
旅費交通費	350,734	442,450	91,716
通信運搬費	385,946	408,033	22,087
減価償却費	15,792	27,591	11,799
機器リース費	468,251	404,366	63,885
消耗品費	122,965	336,927	213,962
修繕費	76,628	76,055	573
印刷製本費	68,363	102,230	33,867
燃料費	14,519	25,832	11,313
光熱費	126,584	130,512	3,928
賃借料	10,883,788	10,906,923	23,135
清掃料	387,991	389,820	1,829
保険料	61,811	60,760	1,051
租税公課	355,826	359,366	3,540
支払寄付金	340,690	0	340,690
支払手数料	181,751	181,011	740
新聞図書費	125,993	125,044	949
雑費	5,181	5,402	221
【経常費用計】	98,774,708	109,373,286	10,598,578
【当期経常増減計】	8,209,260	10,844,140	2,634,880
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩額	2,824,120	0	2,824,120
【経常外収益計】	2,824,120	0	2,824,120
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	5	0	5
【経常外費用計】	5	0	5
【当期経常外増減額】	2,824,115	0	2,824,115
【他会計振替額】	7,894	6,427	1,467
【当期一般正味財産増減額】	5,377,251	10,837,713	5,460,462
【一般正味財産期首残高】	160,067,253	170,904,966	10,837,713
【一般正味財産期末残高】	154,690,002	160,067,253	5,377,251
・ 正味財産期末残高	154,690,002	160,067,253	5,377,251

収益事業特別会計正味財産増減計算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
・ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	798,613	701,016	97,597
貸倒保証制度収入	531,680	623,758	92,078
特約店制度収入	266,933	77,258	189,675
雑収入	146	161	15
受取利息	146	161	15
【経常収益計】	798,759	701,177	97,582
(2) 経常費用			
事業費	172,615	207,642	35,027
間接経費	172,615	207,642	35,027
広報費	119,493	111,930	
給料手当	53,122	95,712	
管理費	618,250	487,108	131,142
直接経費	8,192	6,732	1,460
租税公課	8,192	6,732	
間接経費	610,058	480,376	129,682
会議費	83,711	66,136	
総会費	8,482	6,387	
役員会費	20,412	19,554	
委員会費	46,068	32,597	
事務局長会費	8,749	7,598	
渉外慶弔費	9,476	10,665	
給料手当	106,245	56,697	
福利厚生費	75,408	68,820	
旅費交通費	8,846	9,030	
通信運搬費	9,734	8,327	
機器リース費	11,809	8,252	
消耗品費	3,101	6,876	
修繕費	1,933	1,552	
印刷製本費	1,724	2,086	
燃料費	366	527	
光熱費	3,192	2,664	
賃借料	274,494	222,590	
清掃料	9,785	7,956	
保険料	1,559	1,240	
租税公課	782	602	
支払手数料	4,584	3,694	
新聞図書費	3,178	2,552	
雑費	131	110	
【経常費用計】	790,865	694,750	96,115
【当期経常増減額】	7,894	6,427	1,467
【他会計振替額】	7,894	6,427	1,467
【当期一般正味財産増減額】	0	0	0
【一般正味財産期首残高】	0	0	0
【一般正味財産期末残高】	0	0	0
・ 正味財産期末残高	0	0	0

正味財産増減計算書総括表
平成24年4月1日～平成25年3月31日

(単位:円)

科 目	一般会計	収益事業 特別会計	合 計
. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	6,008		6,008
特定資産運用益	40,923		40,923
受取会費	4,992,000		4,992,000
事業収益	7,804,500	798,613	8,603,113
助成金収入	70,440,600		70,440,600
補助金収入	1,210,000		1,210,000
雑収入	6,071,417	146	6,071,563
【経常収益計】	90,565,448	798,759	91,364,207
(2) 経常費用			
事業費	70,886,469	172,615	71,059,084
管理費	27,888,239	618,250	28,506,489
【経常費用計】	98,774,708	790,865	99,565,573
【当期経常増減計】	8,209,260	7,894	8,201,366
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩額	2,824,120	0	2,824,120
【経常外収益計】	2,824,120	0	2,824,120
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	5	0	5
【経常外費用計】	5	0	5
【当期経常外増減額】	2,824,115	0	2,824,115
【他会計振替額】	7,894	7,894	0
【当期一般正味財産増減額】	5,377,251	0	5,377,251
【一般正味財産期首残高】	160,067,253	0	160,067,253
【一般正味財産期末残高】	154,690,002	0	154,690,002
. 正味財産期末残高	154,690,002	0	154,690,002

一般会計貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
・ 資産の部			
1. 流動資産			
現金	34,141	4,684	29,457
普通預金	16,325,225	16,341,145	15,920
前払金	109,400	70,900	38,500
【流動資産合計】	16,468,766	16,416,729	52,037
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
【基本財産合計】	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
周年記念事業引当資産	15,500,000	15,500,000	0
会館建設準備引当資産	86,600,000	92,000,000	5,400,000
退職給付引当資産	6,597,160	8,509,670	1,912,510
【特定資産合計】	108,697,160	116,009,670	7,312,510
(3) その他の固定資産			
什器備品	1	3,894	3,893
車両運搬具	11,907	23,811	11,904
電話加入権	158,665	158,665	0
敷金	17,010,750	17,010,750	0
【その他の固定資産合計】	17,181,323	17,197,120	15,797
【固定資産合計】	145,878,483	153,206,790	7,328,307
【資産合計】	162,347,249	169,623,519	7,276,270
・ 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	575,632	604,645	29,013
未払費用	484,455	441,951	42,504
【流動負債合計】	1,060,087	1,046,596	13,491
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,597,160	8,509,670	1,912,510
【固定負債合計】	6,597,160	8,509,670	1,912,510
【負債合計】	7,657,247	9,556,266	1,899,019
・ 正味財産の部			
1. 一般正味財産	154,690,002	160,067,253	5,377,251
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(108,697,160)	(116,009,670)	(7,312,510)
【正味財産合計】	154,690,002	160,067,253	5,377,251
【負債・正味財産合計】	162,347,249	169,623,519	7,276,270

収益事業特別会計貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
. 資産の部			
1. 流動資産	38,150		38,150
【流動資産合計】	38,150	0	38,150
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
【基本財産合計】	0	0	0
(2) 特定資産			
【特定資産合計】	0	0	0
(3) その他の固定資産			
【その他の固定資産合計】	0	0	0
【固定資産合計】	0	0	0
【資産合計】	38,150	0	38,150
. 負債の部			
1. 流動負債	38,150		38,150
【流動負債合計】	38,150	0	38,150
2. 固定負債			
【固定負債合計】	0	0	0
【負債合計】	38,150	0	38,150
. 正味財産の部			
1. 一般正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	
【正味財産合計】	0	0	0
【負債・正味財産合計】	38,150	0	38,150

貸借対照表総括表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	収益事業 特別会計	合 計
.資産の部			
1.流動資産	16,468,766	38,150	16,506,916
2.固定資産			
(1)基本財産	20,000,000		20,000,000
(2)特定資産	108,697,160		108,697,160
(3)その他の固定資産	17,181,323		17,181,323
【資産合計】	162,347,249	38,150	162,385,399
.負債の部			
1.流動負債	1,060,087	38,150	1,098,237
2.固定負債	6,597,160		6,597,160
【負債合計】	7,657,247	38,150	7,695,397
.正味財産の部			
1.一般正味財産	154,690,002		154,690,002
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)		(20,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(108,697,160)		(108,697,160)
【正味財産合計】	154,690,002	0	154,690,002
【負債・正味財産合計】	162,347,249	38,150	162,385,399

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
直接法による定額法で減価償却を実施している。
- (2) 引当金の計上基準
退職給付引当金は、年度末の要支給額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税込額で表示している。

2. 会計方針の変更 該当なし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(1)基本財産				
定期預金	20,000,000	0	0	20,000,000
小 計	20,000,000	0	0	20,000,000
(2)特定資産				
周年記念事業引当資産	15,500,000	0	0	15,500,000
会館建設準備引当資産	92,000,000	0	5,400,000	86,600,000
退職給付引当資産	8,509,670	911,610	2,824,120	6,597,160
小 計	116,009,670	911,610	8,224,120	108,697,160
合 計	136,009,670	911,610	8,224,120	128,697,160

4. 担保に供している資産 該当なし

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	388,900	388,899	1
車両運搬具	1,190,469	1,178,562	11,907
合 計	1,579,369	1,567,461	11,908

6. 重要な後発事象 該当なし

7. その他 該当なし

財産目録

平成25年3月31現在

(単位:円)

科 目	金 額	
. 資産の部		
1. 流動資産		
現金	34,141	
普通預金	16,363,375	
横浜銀行 県庁支店	16,355,575	
三浦藤沢信用金庫 浅間町支店	7,800	
前払金	109,400	
【流動資産合計】		16,506,916
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	20,000,000	
横浜銀行 県庁支店	10,000,000	
三菱東京UFJ銀行 横浜支店	10,000,000	
【基本財産合計】	20,000,000	
(2) 特定資産		
周年記念事業引当資産 (定期預金)	15,500,000	
川崎信用金庫 本店営業部	15,500,000	
会館建設準備引当資産 (定期預金)	86,600,000	
三井住友銀行 横浜支店	29,600,000	
横浜信用金庫 本店営業部	17,000,000	
三浦藤沢信用金庫 浅間町支店	26,000,000	
りそな銀行 横浜支店	14,000,000	
退職給付引当資産 (定期預金)	6,597,160	
横浜銀行 県庁支店	6,597,160	
【特定資産合計】	108,697,160	
(3) その他の固定資産		
什器備品	1	
パソコン	1	
車両運搬具	11,907	
電話加入権	158,665	
敷金 横浜市中区本町2-15大同生命ビル8階	17,010,750	
事務所借室敷金	16,732,350	
車庫1台分敷金	210,000	
地下倉庫借室敷金	68,400	
【その他の固定資産合計】	17,181,323	
【固定資産合計】		145,878,483
【資産合計】		162,385,399

(単位:円)

科 目	金 額		
. 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	575,632		
1月～3月分源泉所得税	126,860		
2,3月分社会保険料等	350,870		
H24年度分雇用保険料	97,902		
未払費用	484,455		
2,3月分社会保険料等	354,590		
3月分NTT, docomo等使用料金	16,872		
複合機カウンター料金	98,811		
後納郵便料金	14,182		
前受金	38,150		
4月分貸倒保証制度	38,150		
【流動負債合計】		1,098,237	
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,597,160		
【固定負債合計】		6,597,160	
【負債合計】			7,695,397
【正味財産合計】			154,690,002

上記のとおり決算報告いたします。

平成25年3月31日

社団法人 神奈川県法人会連合会

会 長 竹 村 泰 長 ⑩

監査の結果正確であることを認めます。

平成25年5月9日

監 事 近 澤 弘 明 ⑩

監 事 入 澤 初 子 ⑩

平成25年度事業計画（案）

事業活動基本方針

「法人会の基本的指針」に則り、健全な納税者団体として税務機関、関係諸団体との協調のもとに納税道義の高揚、税務知識の普及向上による申告納税制度の推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与する。また、適切かつ公平な税制の確立を図るため、法人会組織を通じて関係方面に対し強力な税制改正要望を行い、その実現に努める。

会の運営にあたっては、よき経営者の団体として単位会、全法連等と密接な連携を保ちつつ、組織の拡大強化、研修計画、研修参加人員の倍増等、内容の充実を図る。

e-Tax や租税教育については、関係諸団体と相互に協力をして普及推進に取り組んでいく。

事業計画

1 県連合会組織の強化

- (1) 単位会、全法連と常に密接な連携を保って、連合会としての機能を果たす。
- (2) 社団法人としての県連の組織、内容の整備、充実を図る。
- (3) 法人会の交流及び充実発展に資するように努める。
- (4) 必要とする諸資料、統計等を収集整備して、調査研究に努める。

2 連絡協議会の開催

東京国税局、県内地方税担当官及び関係民間団体との相互連携を図り、会活動の向上に努める。

3 全法連行事への参加

全法連が主催する会員大会、各種セミナー等に積極的に参加し、情報交換、研鑽を図る。

4 東京国税局管内法人会連合協議会事業への協力

連合協議会が行なう事業等に積極的に協力する。

5 理事会、各委員会等の開催

県連の運営と法人会活動の充実を図るため、理事会及び総務、税制・税務、広報、公益事業推進、共益事業推進、厚生事業等推進の各委員会、さらには青年部会、女性部会並びに事務局長会を開催する。

6 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出

(1) 単位会からの税制改正意見や要望を取りまとめ、全法連に提出する。

(2) 全法連で取りまとめた法人会の税制改正に関する提言を県内国会議員及び各市町村長、市町村議長へ要望する。

7 税制及び税務に関する研修会の開催

税の仕組み、税制のあり方等について研鑽を積むため、税制及び税務に関する研修会の開催をする。

8 税制及び税務に関する調査研究

税制専門の有識者を委嘱して、プロジェクトチームを編成し、税制及び税務に関する調査研究をする。

9 社会貢献活動の推進

神奈川県森林再生パートナー制度に協賛し、環境問題の改善、水資源保持のための植樹活動として、ヤビツ峠の「法人会の森」の下草刈りを行う。

10 公益事業研修会等の支援

単位会主催の公益事業研修会等に講師斡旋等の助成を行う。

11 研修会の開催

企業経営の向上に資する研修会を開催する。

12 税に関する広報活動

国税庁の「税を考える週間」や確定申告など税に関する広報活動を実施する。

13 会の広報活動

法人会のイメージアップや知名度向上のための広報活動を実施する。

14 単位会運営支援事業

単位会が設置や補修をした屋外立看板・垂れ幕等に対し助成をする。

15 単位会の会員増強支援

- (1) 単位会の会員増強や支部活動の活性化を図るための経費を助成する。
- (2) 単位会の組織基盤の強化・維持を図るために、新規加入の積極的な推進を図る。

16 福利厚生事業の推進

- (1) 福利厚生制度の情報交換や推進体制等の検討を行う。
- (2) 法人会の福利厚生制度の円滑な運営を図るために連絡協議会を開催する。

17 青年部会、女性部会の育成強化

両部会それぞれに連絡協議会を開催して、連絡協調と研鑽に努める。

18 事務局職員を対象とした研修会の実施

単位会事務局職員を対象として年 1 回、知識習得のための研修を実施し交流を図る。

19 取引信用保険の貸倒保証制度及びコナカ特約店制度を推進する。

20 その他県連において実施することが必要と認める事業を行う。

平成25年度事業実施予定一覧表

事業	月別	H 2 5 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
総 会 賀 詞 交 歓 会			第35回 通常総会 (29)			
理 事 会 委 員 会 部 会 事 務 局 長 会		正副会長会 理事会 (23) 総務委員会 (15) 女性部会 (17) 事務局長会 (30)	正副会長会 理事会 (29) 会計監査 (9)		総務 () 税制・税務 (4) 広報 (26) 公益事業推進 (27) 共益事業推進 (9) 厚生事業等推進 (22) 青年部会 (12) 女性部会 (19)	正副会長会 理事会 () 事務局長会 (30)
連 絡 協 議 会 等					福利厚生制度 推進連絡協議会 (22)	
税 制 問 題 対 策 研 究			税制委員・事務 局長合同会議 (16)		税制プロジェ クト (4)	
会 員 増 強						
研 修 会					事務局職員研 修会 (5)	
社 会 貢 献					社会貢献 (27)	
局 連 行 事						東京国税局と の意見交換会 ()
全 法 連 行 事		全国専務理事 等会議 (16) 女性フォーラム (愛知) (11)		理事会・評議員 会(総会) (19)		全国専務理事 等会議 (9)

()内は実施日

9 月	10 月	11 月	12 月	H26 1 月	2 月	3 月
				賀詞交歓会 (23)		
税制・税務 (18) 広報 () 公益事業推進 () 共益事業推進 () 厚生事業等推進 () 青年部会 () 女性部会 (9)	正副会長会 理事会 () 総務 () 事務局長会 (31)	広報 ()	正副会長会 理事会 () 総務 () 税制・税務 () 公益事業推進 () 厚生事業等推進 () 青年部会 () 女性部会 () 事務局長会 ()		税制・税務 () 広報 () 公益事業推進 () 共益事業推進 () 事務局長会 (28)	正副会長会 理事会 () 総務 () 厚生事業等推進 () 青年部会 () 女性部会 ()
女性部会連絡 協議会 (9)	東京国税局と の意見交換会 ()					青年部会連絡 協議会セミナー ()
税制問題研究 会 (18)			税制プロジェ クト ()		税制プロジェ クト ()	
	会 員 増 強 月 間					
					役職員研修会 ()	
						県連会長会議 ()
理事会 ()	全国大会 (青森) (3)	青年の集い (広島) (8)	全国専務理事 等会議 (5)	賀詞交歓会 ()	税制セミナー ()	事務局セミナー () 理事会 ()

第4号議案 平成25年度収支予算案承認の件

収支予算書(案)

平成25年4月1日～平成26年3月31日

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	5,000		
基本財産利息収益	5,000		
特定資産運用収益	50,000		
特定資産利息収益	50,000		
会費収入	4,896,000		
受取会費(一般)	4,896,000		
事業収入	9,000,000		
研修会受取会費	4,800,000		
税制問題研究会受取会費	2,250,000		
役職員研修会受取会費	2,250,000		
職員研修会受取会費	300,000		
連絡協議会受取会費	3,500,000		
青年部会連絡協議会受取会費	2,250,000		
女性部会連絡協議会受取会費	1,250,000		
福利厚生事業収益	700,000		
貸倒保証制度手数料収益	500,000		
特約店制度手数料収益	200,000		
助成金収入	67,290,800		
助成金運営事業収益	3,000,000		
受取全法連助成金(県連)	61,633,100		
受取全法連助成金(単位会)	2,657,700		
補助金収入	710,000		
受取全法連地方紙広告補助金	500,000		
受取全法連局連連絡費補助金	210,000		
雑収益	4,055,100		
受取利息	5,100		
賀詞交歓会受取会費	450,000		
懇親会受取会費	1,700,000		
雑収益	1,900,000		
【経常収益計】	86,006,900		

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
(2)經常費用			
実施事業等	18,027,838		
給料手当	4,031,700		
退職給付費用	302,600		
福利厚生費	623,000		
旅費交通費	885,900		
通信運搬費	173,100		
什器備品費	8,900		
消耗品費	353,960		
修繕費	17,800		
印刷製本費	376,100		
燃料費	8,900		
水道光熱費	115,700		
賃借料	1,869,000		
事務所管理費	71,200		
会場費	175,000		
保険料	57,460		
諸謝金	700,000		
租税公課	58,740		
会議費	405,000		
委託費	600,000		
支払負担金	1,101,000		
支払助成金	5,400,000		
広告宣伝費	500,000		
新聞図書費	26,700		
リース料	89,000		
表彰費	20,000		
支払手数料	40,958		
雑費	16,120		
収益事業等	55,002,149		
給料手当	8,810,850		
退職給付費用	661,300		
福利厚生費	1,361,500		
旅費交通費	1,293,950		
通信運搬費	255,050		
什器備品費	19,450		
消耗品費	281,480		
修繕費	38,900		
印刷製本費	675,050		
燃料費	19,450		
水道光熱費	252,850		
賃借料	4,084,500		
事務所管理費	155,600		
会場費	1,057,000		

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
保険料	80,230		
諸謝金	1,430,000		
租税公課	128,370		
会議費	14,415,000		
委託費	1,110,000		
支払負担金	326,000		
支払補助金	11,657,700		
広告宣伝費	3,710,000		
新聞図書費	58,350		
リース料	194,500		
表彰費	2,800,000		
支払手数料	89,509		
雑費	35,560		
管理費	26,494,719		
給料手当	9,807,450		
退職給付費用	736,100		
福利厚生費	1,515,500		
旅費交通費	1,103,150		
通信運搬費	283,850		
減価償却費	11,906		
什器備品費	21,650		
消耗品費	218,560		
修繕費	43,300		
印刷製本費	389,850		
燃料費	21,650		
水道光熱費	281,450		
賃借料	4,546,500		
事務所管理費	173,200		
会場費	1,408,000		
保険料	30,310		
租税公課	142,890		
会議費	3,866,000		
支払負担金	15,000		
渉外慶弔費	500,000		
諸会費	180,000		
新聞図書費	64,950		
公益対策費	200,000		
リース料	216,500		
表彰費	600,000		
支払手数料	99,633		
雑費	17,320		
【経常費用計】	99,524,706		
【当期経常増減額】	13,517,806		

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【経常外収益計】	0		
(2) 経常外費用			
【経常外費用計】	0		
【当期経常外増減額】	0		
【税引前当期一般正味財産増減額】	13,517,806		
法人税、住民税及び事業税	70,000		
【当期一般正味財産増減額】	13,587,806		
【一般正味財産期首残高】	154,690,002		
【一般正味財産期末残高】	141,102,196		
. 指定正味財産増減の部			
【当期指定正味財産増減額】	0		
【指定正味財産期首残高】	0		
【指定正味財産期末残高】	0		
. 正味財産期末残高	141,102,196		
(注)「公益法人会計基準の運用指針(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)」附則により、前事業年度については記載しておりません。			

平成 25 年度会費負担額

法人会名	会 員 数 (H25.3.31 現在)	年度会費負担額		計 算 基 準
		月額会費	年額会費	
横 浜 中	社 2,408	円 20,000	円 240,000	均等額 月額 10,000 円 会員数 1,000 社 ~ 1,500 社は月額 6,000 円 500 社増すごとに 2,000 円増額
横 浜 南	2,980	22,000	264,000	
保 土 ケ 谷	2,624	22,000	264,000	(計算例)
戸 塚	2,233	20,000	240,000	
神 奈 川	3,686	26,000	312,000	自 1,501 社 8,000 至 2,000 社 <u>+ 10,000</u> 18,000
緑	2,852	22,000	264,000	自 2,001 社 10,000 至 2,500 社 <u>+ 10,000</u> 20,000
鶴 見	2,027	20,000	240,000	自 2,501 社 12,000 至 3,000 社 <u>+ 10,000</u> 22,000
川 崎 南	3,011	24,000	288,000	自 3,001 社 14,000 至 3,500 社 <u>+ 10,000</u> 24,000
川 崎 北	3,562	26,000	312,000	自 3,501 社 16,000 至 4,000 社 <u>+ 10,000</u> 26,000
川 崎 西	1,531	18,000	216,000	自 4,001 社 18,000 至 4,500 社 <u>+ 10,000</u> 28,000
横 須 賀	2,959	22,000	264,000	自 4,501 社 20,000 至 5,000 社 <u>+ 10,000</u> 30,000
鎌 倉	1,521	18,000	216,000	自 5,001 社 22,000 至 5,500 社 <u>+ 10,000</u> 32,000
藤 沢	4,166	28,000	336,000	自 5,501 社 24,000 至 6,000 社 <u>+ 10,000</u> 34,000
平 塚	4,415	28,000	336,000	自 6,001 社 26,000 至 6,500 社 <u>+ 10,000</u> 36,000
厚 木	2,604	22,000	264,000	自 6,501 社 28,000 至 7,000 社 <u>+ 10,000</u> 38,000
大 和	3,010	24,000	288,000	
相 模 原	3,457	24,000	288,000	
小 田 原	2,785	22,000	264,000	
合 計	51,831	408,000	4,896,000	

第5号議案 役員任期满了による改選の件

第6号議案 一般認可移行及び申請承認の件

第7号議案 一般認可に伴う新定款案並びに諸規程案承認の件

一般社団法人神奈川県法人会連合会 定款（案）

第1章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、一般社団法人神奈川県法人会連合会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 本会は、全国組織である公益財団法人全国法人会総連合及び県内各地で活動する法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （ 1 ）税知識の普及を目的とする事業
 - （ 2 ）納税意識の高揚を目的とする事業
 - （ 3 ）税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 - （ 4 ）地域企業の健全な発展に資する事業
 - （ 5 ）地域社会への貢献を目的とする事業
 - （ 6 ）法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業
 - （ 7 ）法人会の交流及び充実発展に資する事業
 - （ 8 ）法人会会員の福利厚生等の向上に資することを目的とする事業
 - （ 9 ）その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、主に神奈川県において行うものとする。

第3章 会 員

（法人の構成員）

第 5 条 本会の会員は、神奈川県内に事務所を有する法人会とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員資格の取得）

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定める入会届により申し込みをし、その承認を得なければならない。

（会員の権利義務）

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

（経費の負担）

第 8 条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき

(3) 除名

(4) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき

(5) 総会員が同意したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして、法令又は定款で定められた事項

(開催)

第14条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して、会長がこれを招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から総会において選出する。

(議決権)

第17条 会員は、各1個の議決権を有する。

- 2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に各1名の代表者を出席させる。
- 3 会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(決議)

第18条 総会の決議は、議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統轄する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 2 4 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第 2 0 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 2 5 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 2 6 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程により、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については、総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第 2 7 条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 1 1 条第 1 項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第 6 章 相 談 役

(相談役)

第 2 8 条 本会に、相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、理事会において選任又は解任する。

3 相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 相談役の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 相談役は、無報酬とする。

第 7 章 理 事 会

(構 成)

第 2 9 条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権 限)

第 3 0 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第 3 1 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 3 2 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から理事会において選出する。

(決 議)

第 3 3 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。) は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 4 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 正副会長会

(正副会長会)

第 3 5 条 本会に正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

3 正副会長会は、本会の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議された事項について審議し、理事会に参考意見を述べる。

4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 委員会等

(委員会)

第 3 6 条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(連絡協議会)

第 3 7 条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により青年部会連絡協議会及び女性部会連絡協議会を置くことができる。

2 前項の連絡協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 1 0 章 資産及び会計

(資産の種別)

第 3 8 条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、本会の目的を達成するために不可欠な資産として理事会で定めたものとし、その他の財産は基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 3 9 条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部又は全部を処分又は担保に提供する場合に

は、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第14章 補 則

(細 則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、簗原利憲とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人神奈川県法人会連合会 会費規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県法人会連合会（以下「本会」という。）の定款第8条の規定に基づき、会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

（会費の種類）

第2条 本会の会費月額、別表1のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

（会費の納期）

第3条 会費の納入は、年4回とし、請求後1か月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、振り込みとする。

（中途入会の会費及び納期）

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

（会費の滞納）

第5条 会員が定款第11条第1項第4号に該当すると判断した場合、2か月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

（その他）

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人設立の登記をした日から施行する。

別表 1

均等割+月額,	会員数割		月額会費 均等割・会員数割,
	会員数	会員数割額+月額,	
10,000円	1500以下	6,000円	16,000円
	1500超 2000以下	8,000円	18,000円
	2000超 2500以下	10,000円	20,000円
	2500超 3000以下	12,000円	22,000円
	3000超 3500以下	14,000円	24,000円
	3500超 4000以下	16,000円	26,000円
	4000超 4500以下	18,000円	28,000円
	4500超 5000以下	20,000円	30,000円
	5000超 5500以下	22,000円	32,000円
	5500超 6000以下	24,000円	34,000円
	6000超 6500以下	26,000円	36,000円
	6500超 7000以下	28,000円	38,000円

一般社団法人神奈川県法人会連合会 入会及び退会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県法人会連合会（以下「本会」という。）の定款第6条及び第9条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

（入会）

第2条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会費）

第3条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第8条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

（退会事由及び手続）

第4条 本会を退会しようとする会員は、退会手続を行い任意に退会することができる。

2 定款第11条の定める事由により資格を喪失した場合は、原則として既納の会費は返還しない。

（会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い）

第5条 入会者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から理事会の定める変更届の提出を求める。

3 定款第11条の定める事由により資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

（その他）

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人設立の登記をした日から施行する。

一般社団法人神奈川県法人会連合会
役員の報酬等及び費用に関する規程（案）

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、一般社団法人神奈川県法人会連合会（以下「本会」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ）役員とは、理事及び監事をいう。
- （ 2 ）常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- （ 3 ）非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- （ 4 ）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （ 5 ）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第 3 条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 役員には、賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 本会の常勤役員の報酬年額は、別表 1 「常勤役員俸給表」のとおりとし、「常勤役員俸給表」のうちから理事会の決議により決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当は、別表 2 「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

（報酬の支給日）

第 5 条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第 6 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立

替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 7 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第 8 条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人設立の登記をした日から施行する。

別表 1 常勤役員俸給表

第 1 号	2 0 万円	第 6 号	4 5 万円
第 2 号	2 5 万円	第 7 号	5 0 万円
第 3 号	3 0 万円	第 8 号	5 5 万円
第 4 号	3 5 万円	第 9 号	6 0 万円
第 5 号	4 0 万円		

別表 2 常勤役員退職手当の算出要領

(算出数式) 報酬月額×在職月数×係数(0.125)